

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

(開催要領)

- 1 日時 平成28年5月11日（水）16:36～17:16
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授

<関係自治体>

山本 博之 東京都政策企画局調整部国家戦略特区推進担当部長
横手 裕三子 東京都福祉保健局子供・子育て施策推進担当部長
妹尾 高行 東京都都市整備局市街地建築部長
富山 貴仁 東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
西尾 寿一 東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長
相羽 芳隆 東京都都市整備局市街地建築部建築企画課長

<提案者>

駒崎 弘樹 認定NPO法人フローレンス代表理事

<事務局>

佐々木 基 内閣府地方創生推進事務局長
川上 尚貴 内閣府地方創生推進事務局次長
藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

(議事次第)

- 1 開会
 - 2 議事 小規模認可保育所に対するバリアフリー条例の適合免除の明確化
 - 3 閉会
-

○藤原次長 国家戦略特区ワーキンググループを再開いたしますけれども、今日はこれから3コマを予定しています。

一つ目が小規模認可保育所関係、二つ目もそうなのですが、前半の東京都の方と御議論、それから、国土交通省の方とまた御議論という形にしたいと思います。

その後は、また医療的ケア児の関係として、3コマを考えてございます。

議論をきちんと分けたいと思っていますのは、この話は、御提案者である駒崎さんが今

日もお出ででございますけれども、喫緊の課題として、病児保育のこの前にお伝えいただいた面も含めて、東京都の通知等できちんと措置をしていただきたいということが第一にございます。この話と後半の国土交通省がまた参加されて行う議論は、今度の成長戦略にその構造をどう書くか。せっかくこういう成果がある程度出るのであれば、成長戦略にきちんと明記したいということが、これはその基になっている法律のバリアフリー法の関係もございますので、国土交通省も含めて議論ということで、そこは明確に2段階に分けて議論をさせていただきたいと思います。

前半は、これはまさに成長戦略に書かない部分も含めて、今の御提案の趣旨をどのように通知なりで表現いただくかというところの議論を開始したいと思います。東京都からも資料が出てきておりますので、その点をよろしくお願ひいたします。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 いつもありがとうございます。

それでは、早速、この通知について御説明をお願いいたします。

○相羽課長 東京都の建築企画課の相羽です。よろしくお願いします。

前回、駒崎さんからいただいた宿題については、技術的助言は変わっていませんという中で、もう一つ、ホチキス留めでQ&Aという形で出してございます。

いただいたものは、小規模認可保育所は適用除外という言葉を入れていただきたいというお話だったのですが、確かに言われますとおり、既存のマンション等の一戸を改修して利用するというのは、小規模で構造上制約のある保育所で、開設に支障が出ている。それは十分に理解していくとして、言われたように、トイレなどというのは過剰な規制の適用除外をするべきだという考えは私たちも持ってございます。

ただ、小規模だからという理由というよりは、どんなところでも4歳、5歳の子供になると自ら車を操作する児童も想定されて、そうした児童が可能な限り自立して利用してもらいたい、一定の配慮を行うことも必要だということを考えますと、小規模だからとか、めったに車椅子は来ないというのですが、一律に除外という書き方はできないのかなと思ってございます。

そのために、技術的助言で書いた0～2歳というのは、基本的に介助で自立して動かないことが明確なのですが、それ以外については、利用実態を踏まえて認定を行うことが合理的だという考えはもっともあるのですけれども、御趣旨のものがあるので、Q&Aという形で出してございます。

ホチキス留めで（案）となったものです。これについては、後でお話ししますが、四つ想定をしておりまして、1番目、2番目については、多分色々と区市のほうからも質問が出る中で足していくことになるのですが、二つまず、なぜ出したのか、あとは、なぜ言及したのか、改めてこういうものを出した上で、三つ目に、そういう小さなものを、どういうものを小さいというのはちょっと言いにくいのですけれども、保育所が小さいという理由で認定を行うことは可能ですかと特出したQ&Aを作つてございます。その中で、建物の

構造とかスペースの制約で特に言われているのは、廊下だとか、スロープの幅だとか、あとは車椅子用便房の寸法、特にオストメイトということで言っていたものなのですが、そういうものを特出しして、困難な場合が多いのだというのを理解してもらうように、活字として入れています。

しかしながら、こういった小規模なものでも、特性を活かして、人的介助の状況や、小児用の車椅子を利用することで円滑に利用できるといったことを踏まえて、そういうものに応じて積極的に認定すべきとちょっと強めの口調で入れてQ&Aを作っています。

2枚目のほうなのですが、この前、病児保育のことも宿題でいたしましたので、病児保育を調べてみたら、小学校まで対象にしているという特殊なものなので、そうした場合もこれに当たりますかといった質問を入れてございます。その中では、やはりこれは実態を踏まえてということになるのですが、未就学児については、技術的助言のことを考慮した上で人的対応が可能な場合は認めるとか、児童用の車椅子を利用することで基準を満たさなくても円滑にできるといった認定もすべきだということを考えてございます。

それ以外、年齢層についても、完全に排除するということではなくて、状況に応じて認定の検討はしてほしいといったQ&Aで、より詳しいQを出してございます。このQ&Aは、説明会の中でも対にして出していく、最終的には、ホームページに載せるときもこれと一緒に必ず出していく形で対応していきたいと考えてございますので、御理解のほどをいただきたいと思います。

説明は以上となります。

○八田座長 どうもありがとうございました。

○山本部長 通知を出したときに、その後ろにこのQ&Aもセットにして、一覧的に情報提供をするという発出方法でいいのですか。

○相羽課長 最後はそういうことでございます。

○八田座長 ありがとうございました。

それでは、駒崎さん、御意見をお願いします。

○駒崎代表理事 もろもろの御尽力をいただきまして、誠にありがとうございます。大変御尽力には感謝しておりますけれども、あと一歩と思っております。

なぜならば、こちらの文面を見ますと、施設の利用実態に応じて迅速かつ適切に条例第14条の適用を行うこととなっていますね。条例第14条を見ますと、こういう文言になっているのです。「第3条から第12条までの規定は、知事がこれらの規定によることなく高齢者、障害者若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認める場合又は建築物若しくはその敷地の形態上やむを得ないと認める場合は、適用しないことができる」ということなのです。やむを得ない場合においてのみ認めますよというものなので、例えば、それなりにスペースがあります、3m²から4m²ぐらいあります、造れるではないかみたいな形のことを自治体が言っていた場合、そのやむを得ないということを説得し切れなくなってしまう。

これはやむを得ないかどうかではなくて、そもそも0～2歳にオストメイトや成人用車椅子の誰でもトイレが必要ないということがある種の眼目になって、外すべきですよねということだと思うので、シンプルに0～2歳の保育所ではバリアフリー条例は適用しませんとすればいいのではないかと思ったわけです。積極的にとおっしゃってくださっているのですけれども、積極的に認定を行うべきと考えますと言ってくださっているのですけれども、積極的に14条の認定を行うべきなのだけれども、その14条はやむを得ない場合になりますので、結局そのやむを得ない場合から逃げられないという論理構成になってしまふわけです。それを現場の設計士等も、これだと建築家は自治体でまたぞろはめてくるということでリアクションをいただいたという状況になっているわけでございます。

こういうことはダメなのでしょうか。つまり、このバリアフリー条例を作った際の保育所は認可保育所だけでしたね。地域型保育とか、小規模認可保育所は存在していませんでした。だから、バリアフリー条例で定めている全ての保育所という意味は当時あった全ての保育所のことであり、新しく設定されたものはここには含まれていませんということであれば、条例改正は必要なくなるのではないかと思ったのですけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○相羽課長 バリアフリーの考え方からすると、法の位置付けがあるからとかということで条例を外すとかということではなくて、保育所を使われている子どもがいること、その対象を見て判断するものなので、駒崎さんの論法で行くのはうちのほうでは難しいだろうと思っています。そういう答えになります。すみません。

○駒崎代表理事 だとしたら、話の前段です。その14条が「やむを得ない」とかなり強く限定してしまっているがゆえに、せっかくこうしていただいても、最後の「やむを得ない」ではないですねというところで結局変わらない状況になってしまふことに関して、いかがでしょうか。

○相羽課長 条文は「又は」となっています、その前に「円滑に利用できる」というものがあるので、二つの想定があるのです。人的介助はその前段の部分で、プラスして人が介助することで円滑にできるという読み方もできます。だから、両方なのです。

○駒崎代表理事 「高齢者、障害者等若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できると認める場合又は」ということなのです。

○相羽課長 だから、どちらか選択ということになります。

○駒崎代表理事 「多数の者」ではないのですけれども。

○山本部長 だから、条文は、円滑に利用できると認める場合があって、もう1個は、建築物、敷地の形態上やむを得ないと認める場合と二つあって、やむを得ないと認める場合は、前者の円滑に利用できるというところには掛かっていないと。

○相羽課長 そうです。

○山本部長 それで、今回やろうとしているのは、円滑に利用できると認める場合のところについて助言を出したので、「やむを得ない」は掛からないといった整理になると。

○駒崎代表理事 ありがとうございます。

では、この「高齢者、障害者等若しくは多数の者」に、小規模保育を使う健常な児童たちを当てはめて読んでくれるだろうことを自治体の建築課に期待するということですか。

○相羽課長 健常者というよりも、車椅子を使う子どもがいた場合も想定されて、そういうものは状況に応じて介助ができるというものが掛かってくると。

○駒崎代表理事 そうだとなるならば、こここの文言で、これを「高齢者、障害者若しくは多数の者が建築物特定施設を円滑に利用できる」というところで読むのですよと。

○山本部長 それはコメントを書けばいいのではないかと私も思ったのですけれども、その「やむを得ない」のところが掛かってくると疑心暗鬼で自治体の人が思っているのだったら、今の趣旨、そうではないというところをちゃんとQ&Aのところで書くことはできるのではないかですか。

○相羽課長 今の14条の中身をどうこうということを書くのは、Q&Aでちゃんとそれも伝えていきながら正確にやっていくというのはできることだと思います。

○駒崎代表理事 それであるならば、やむを得なくないからねと常にごりごりやられている我々としては、その前段を読んでくださいみたいな形で話すことができるようになると思うのです。話したときに、その論拠は何ですかと言われたときに、Q&Aのまさにここの前者の部分はこれこれこういう場合においてこのように読んでくださいと書いてありますねと、そこまでいけるのだったら、そうですねとはなれるとは思うのです。

○山本部長 今のところをちゃんと丁寧に書いて、要は、積極的に認定というところとやむを得ないというところがバッティングするのではないかといった不安があるのだったら、それを払拭する形できっちりと書くべきでしょう。

○相羽課長 それは入れさせていただきます。

○駒崎代表理事 分かりました。

○藤原次長 簡単に小規模がここで読める、「多数」というところで読めるというのは難しいと思います。普通の人はそう読まないですよね。だから、Q&Aももちろんのですけれども、その辺の誤解を解くことは、この通知本文などに少し明記いただくことは不可能なのですかね。

○八田座長 それで考えたのですけれども、例えば、ここでおっしゃるのは「若しくは多数の者」は全く関係ないというのですね。その前の「障害者等」が円滑に利用できることが認められるという場合でしょう。「多数の者」は「若しくは」であって、この際、今の議論には関係ないというのでいいのですか。要するに、「障害者等」が施設を円滑に利用できると読むわけでしょう。

○相羽課長 読替規定になっていまして、「障害者及び不特定多数の者が利用する」というところを読替えて、「多数の者が利用する建築物」と読替えた中で、そのチョイスできるものが色々あって、その中に保育所も入れ、国のはうで定義されているのですね。それを入れている。

だから、障がい者、高齢者というのではなくて、法律で多数の者が使うというものを保育所として定義しているのです。

○八田座長 ここに「若しくは多数の者」と。

○山本部長 orではないの。

○相羽課長 ちょっと分かりにくい。

○藤原次長 だから、まさに「多数」が掛かってくるわけでしょう。

○相羽課長 そうです。

○駒崎代表理事 だから、全部に掛かってきてしまうのですよ。

○八田座長 そうすると、ダメですね。

○藤原次長 だから、まさに小規模保育所というのを多数の者が利用すると定義している、そこで読むわけですね。

○相羽課長 そうです。

○藤原次長 普通の人はそう読まないではないですか。それは最初から駒崎さんがおっしゃっていることなのですけれども。

○相羽課長 その辺は、法律の解釈の中であるのですけれども。

○藤原次長 だったら、それは相当そういう常識とはちょっと違うということを、この通知本文とかでも、出していただいたほうがいいと思いますけれども。

○八田座長 「多数の者」のところには、この小規模のものは入らないと。要するに、空集合であるということを説明するということですね。

○駒崎代表理事 そうです。多数ではないですから。

○八田座長 それはそれで一つの解決法であると思うし、ちょっとくどいようだけれども、これをそのまま読むと、「高齢者、障害者等若しくは多数の者は建築物特定施設を円滑に利用できる」というのだから、高齢者、障がい者は少数の障がい者であっても円滑に利用できればいいというわけではないのですか。やはり「多数」がかかるのですか。

○相羽課長 そこは障がい者に限定するのではなくて、法律の中の、噛み砕いていくと、仕組みとしては「多数」に読替えてしまって。

○八田座長 そうすると、ここは小規模だから「多数」にならないということをどこかに明記したほうがいいですね。

○相羽課長 「多数」というのは、保育園を選ぶ方というのは、要は、誰でも選べるようになに、多数の人がその保育園を使えるような、利用できるということで、そこにたくさん的人が来るとか来ないとかという概念ではないのです。

○駒崎代表理事 それだと、無限に掛かりませんか。無限に掛かってきますよね。つまり、どんな人でも使う可能性があるものは全て「多数」というと、それは一般的に我々が使う日本語とかなり用法が違う形になるのですけれども。

○相羽課長 ただ、例えば、一戸建てとか、そういうものは違うのですね。一戸建ては「多数の者」には入っていない。

○八田座長 しかし、この場合はとにかく抱っこして避難できるわけですね。それが全てで、これが何百にもなつたら必ずしもそれは簡単ではないかも知れないけれども、1人、2人ならできますよね。

○山本部長 この「障害者等」の「等」は。

○相羽課長 「等」というのは、できれば誰もがという。

○山本部長 「等」のところであれば読めないの。「多数」のところだとやはりこれは馴染まないということになったら、「障害者等」と書いているので、「等」の中でこれが読めるという解釈を何か抄出するというのは一つあるのかなと。

○駒崎代表理事 例えば、小規模保育の子どもたちが「等」に入ると。

○八田座長 私は素人だからそう読みましたよ。この場合は、抱っこできるのだから大丈夫だと。円滑に利用できると。

○駒崎代表理事 そのように明記していただければ、そうなんだなで済むからいいのですけれども。別にそれが読めればいいので。

○山本部長 だから、「やむを得ない」のところが掛からないようにしてもらいたいということですね。

○駒崎代表理事 そうです。

○山本部長 ただ、今の話だったら、ここの「障害者等」の「等」のスペースを有効活用してやるしかないのではないかと思うのです。

○妹尾部長 「等」はいわゆる移動に制約を受ける人という意味で書いていますから。高齢者、障がい者、小さな子どもは自由に動けない。そういう者がこの「等」の中に入っているという理解でいいと思います。

○駒崎代表理事 だったら、大丈夫ですね。0～2歳児も入っていますね。

○山本部長 だから、それをちゃんと書けばいいのではないですか。

○駒崎代表理事 そうですね。

ただ、それをちゃんと表文のところに、この「等」はそう読みますよと書いてもらえば。

○山本部長 それであれば、それぐらい通知のところに何か書けないですか。この1枚目の上位概念のところで何か書いたほうが。Q&Aというのはそもそも上位の下だから、積極的に認定と書くのはいいのだけれども、やはりその前提で、上位のところでちゃんと誤解を打ち消しておかないと。それでちょっと検討してもらったらいいのではない。

それであればいいのですよね。

○駒崎代表理事 それであれば、問題はないです。

○妹尾部長 0～2歳という話は、体格的に小さいということで、これは東京都として、福祉保健局との相談で0～2歳というものは明確にしようということで踏ん切った経緯がございます。これは、それに対して、小さい、小規模なというものを、例えば、4人以下とかそういう切り方をしたとしても、0～2歳の子どもがそんなに自由に動かないという

のは日本中で同じでしようけれども、その小さな4人以下の保育所が必ずしも同じような条件にあるかと言うと、それは千差万別だと思いますので、そこを一律的に外すということがなかなか難しいなと苦労しているところでございます。

○駒崎代表理事 でも、19人以下の小規模認可保育所は、0～2歳を対象としているので、4歳、5歳は法的に入らない施設なわけですけれども。

○妹尾部長 0～2歳を外すことによって、いわゆる地域保育型の。

○駒崎代表理事 地域型保育ですね。

○妹尾部長 小規模保育というのは、ほとんどが該当してくるから、まず、緊急性という点では相当の効果があるかなと思っているわけでございます。

○駒崎代表理事 なので、「等」に健常な小規模認可保育所に通う子どもは含まれていますよと書いていただけるのであれば、問題ないです。

○山本部長 だから、今おっしゃったのは、留意されたいという感じで書いているので、それと「やむを得ない」というところはバッティングしないことをここに書いた方がいいといったことだから、全然実害はないと思うのだけれども。

○駒崎代表理事 実害はないと思うのですけれども、ダメですか。

○相羽課長 ちょっと入れ方は考えさせていただきます。よろしくお願ひします。

○藤原次長 この条例の中で、どの部分をどう抜くのかというのが明記されないと、そういう色々な誤解が生じ、思ったとおりに物事も進まないと思います。今の山本部長の案などを一つの切り口、解決策にしていただくといいと思います。

○八田座長 懇切丁寧に噛んで含めるように誰でも分かるようにしていただければね。

○相羽課長 誤解を招いた部分が現場であったということで、それを払拭できるような文言を入れさせていただいて、深化させられるか、やらせていただきます。よろしくお願ひします。

○藤原次長 ちょっと時間がなくて、これはもちろんきちんとやっていただきかなくてはいけないのですけれども、これを受けての成長戦略というのもアウトプットをしていかないといけないので、大変申し訳ないのですけれども、また近々と言うか、明日明後日とか、そういうところのタイミングでまた案をお持ちいただきたいのですけれども、可能でしょうか。

○相羽課長 分かりました。

○山本部長 では、直してもらって、内閣府のほうに送らせていただいて御判断していただくといったやり方でよろしいですか。

○藤原次長 関係者の皆さんにお忙しい中を集まっていただくコストはできるだけ少ないほうがいいと思いますので、書類ベースでうまくいけば、それで。

○山本部長 分かりました。

○駒崎代表理事 もうちょっとだと思うので、よろしくお願ひします。

あとは、二方向の10メートルの壁についてです。

○富山課長 前回の場で積み残しになりました10メートルの部分ですけれども、まず、この東京都が認可権限もしくは認証を持っている20人以上の保育所についての考え方ですが、基準としましては、突端が、都独自の認証保育所制度につきまして二カ所二方向だけではなくて、最終的な避難位置が同一の公道上にある場合には、最終的な避難位置が10メートル以上離れていることという規定を平成22年10月、内規という形で規定させていただいています。

また、その後、平成27年9月ですが、これは20人以上の認可保育所に関しましても、この10メートル離れていることという基準の中での規定をしております。

こちらの10メートル以上離れているということの基準設定の経緯でございますけれども、まず、最初の認証保育所の基準解説を作成する前は、二カ所二方向避難だけを求めていたのですけれども、この二カ所二方向避難だけだと、いわゆる最終的な避難口がどういう位置関係にあったほうがいいのかということが明記されていないものですから、右側の一番下のバツを付けている図、こういった形で、最終的な避難口が非常に近接する形で申請してくるようなケースも間々出てきたという状況でございます。

また、平成20年代初頭、具体的に言いますと、平成21年3月ですけれども、群馬県の無認可老人ホームたまゆらの火災事故などもございまして、いわゆる福祉施設における火災発生時等の安全性について、特に保育所の利用者は小さなお子さんが多いということもございますので、そこで一定のルールを設ける必要があるだろうということで規定を設ける形になりました。

また、その認可保育所においても、認可保育所で認可をするに当たって児童福祉審議会に諮問するわけですけれども、こちらの中でも災害時の安全確保はかなり色々な形で御意見がございましたので、こういった中で認可保育所の基準も明確化しましょうという経緯がございます。

10メートル以上の考え方でございますが、まずは利用者の円滑な避難を考えた場合に、保育所やその認可保育所につきましては、相当数の3歳未満児が利用されているということもございますので、なかなか自力で避難することが難しい乳幼児を安全かつ円滑に避難させるための避難先をどう設定するかということについての必要性がございました。そこで、非常口間の距離に一定の目安を設定しようということにしております。

この目安を設定するに当たって、過去の設置事例を参考にさせていただいております。都の認証保育所におきましては、定員数の多少にかかわらず、公道の接道面が1面の場合には、公道への出口は概ね10メートル以上の間隔を確保しているという事例の積み上げがございまして、そこから非常口間の距離の目安を10メートル以上にしましょうとしております。

ただ、10メートル以上と申しましても、運用面におきましては、例えば、ハード面、既存の建物に入居したり、雑居ビルのテナントとして入っていくようなケースもございますので、そういったときに、計画申請段階で10メートルの確保が困難という御相談もござい

ます。そういうことに関しましては、計画段階から個別に調整等を図っている状況でございます。

10メートルの考え方につきましては、以上でございます。

○八田座長 ありがとうございました。

駒崎さん、どうぞ。

○駒崎代表理事 考え方は分かったのですけれども、10メートルをなくす、もしくは緩和していただくよう検討を依頼しているつもりなのですが、いかがでしょうか。

○富山課長 こちらの10メートルの基準につきましては、東京都が認可する、もしくは認証いたします20人以上の保育所に適用されているものでございまして、いわゆる小規模保育事業を始めとする地域型保育事業につきましては、基準の認可権限は区市町村ということと、基準の設定が区市町村に委ねられているというところもございまして、東京都が区市町村に対してその基準を緩めるようにとお願いすることはできないと考えておりますが、こういった今回の議論も踏まえまして、区市町村に対して、これは前回のお話のときにもさせていただいたと思いますけれども、各区市町村の事例などを集めまして、例えば、各市町村の課長会ですか担当者会議、そういった中で、こういった議論を踏まえて各自治体はこういう取組をやっていますとか、こういう規定の規定ぶりについてはこういう考え方方が集約されていますというところで、各区市町村の実情に応じた対応をお願いしたいという形でのお願いをさせていただきたいと思っています。

○駒崎代表理事 それだと不十分だと思います。前回も申し上げましたけれども、これは都が10メートルと決めているがゆえに、それに引きずられて市区町村が要綱で決めてしまっているという状況があるので、都が何らかの態度表明をしていただかないと、それを引きずり続けることになるのではないかと思っております。

この10メートルということに関して、こちらであるように、福祉施設で火災がありましたという話なのですが、たまゆらに関しては、入居者の喫煙が事故の要因でありました。ですので、それを保育に、なかんずく小規模保育に当てはめていくというのはかなり無理があると思いますし、前回エビデンスはあるのですかというお話を申し上げましたけれども、エビデンスらしきものがほとんどなくて、東京都児童福祉審議会で委員が災害時の安全確保は重要だということが言われたがゆえに10メートルにしましたということですので、結局その10メートルはなぜ10メートルであって、12メートルではなく、9メートルでもないのだという話に関しては、何らエビデンスがないと言えるものではないかと思いますので、はっきり東京都がこれに関しては小規模認可保育所等には掛からないと言うか、関係ないですよと、関係ないので自治体がそこをちゃんと認識して独自で決めてくださいとホームページ等で発するなどしていただかないと、結局我々は現場でこれと戦ってきているわけでして、しっかり現場で自治体の建築課の人々に、ここにこう書いてあるように、東京都もこれは認可にだけ掛かるものであって、小規模認可には掛かっていないと、御覧くださいというものがないと、やはり交渉ができないのです。

なので、そのあたりをちょっとやっていただけませんでしょうか。

○山本部長 御理解いただきたいのは、10メートルは基準という形ではなくて、ここに書いているように、実態的に10メートル以上の場合が多いということで一応10メートルと書いてあるのですけれども、これはあくまでも目安であって、下に書いていますが、10メートルに満たない場合もちろん個別に調整を行っているということであるので、考え方としては、一律10メートルという形に拘子定規にやっているわけではないと。10メートル未満であってもやっていると。そういう考え方をここで書いているつもりではないかとは思っているのですけれども。

○駒崎代表理事 ここを一律10メートルではなく柔軟にやってくれているのであつたら、私はこの話を出していないのです。自治体の現場の建築課の方は、基本的には10メートルですよということを、書いてあるでしょうという話で運用しているがゆえに困っていると。

○山本部長 これは今まで書いているのだっけ。10メートルの確保が困難とされる場合は調査を行っているというのは、今まで公表しているのだっけ。

○富山課長 公表ですか。

○西尾課長 10メートルは区市町村はしています。

○山本部長 いや、ここの一一番下の「運用面での対応」のところは今まで公表しているのだっけ。

○西尾課長 これは10メートルというのは目安ですという言い方です。

○山本部長 私が聞いているのは、ここの一一番下の2行は公表したことはあるのだっけ。

○西尾課長 現実的に10メートル以下の物件があるというところで、積極的に全区市町村に公表したということはないのですけれども。

○山本部長 そういう意味では、今回これを仮にワーキンググループに提出して公表したことは、新たにこういった考え方方が示されたということで、自治体、受け取るほうも、こういうものが出ていたという感じで、考え方方が変わるものではないかと思うのですけれども。

○西尾課長 今お出ししている資料を、まさに区市町村にこういうセットで紹介してこういう形で出したことはないので、話のベースとして、認可、認証はこういう考え方でやっていますと。

改めて、先ほど駒崎さんがおっしゃっていたように、御案内のとおり、小規模保育は区市町村認可でやっているのですねというところで、そこは当然のことなので、それとセット論で、我々が今日はこの場にいますけれども、こういった特区と言うか、規制改革の議論の中で、こういった小規模保育については斟酌をしてほしいという強い意見もありましたというのをセットで紹介させていただくことはできると思うのです。

○山本部長 説明会でも、10メートルではないものもちろん紹介しますし、そこの考え方を言って、まずは運用で努力しますので、それでもしもまた現場の声で進展できなかつたら、またこういった場で言ってもらうという形で一度チャンスを与えてもらうという形ですね。

○西尾課長 我々は区市町村認可というところはすごく尊重しなければいけないので、認可は認可でこういう考え方にはしていますというところはまずは明確にして、先ほどの御意見とかも紹介しながら、区市町村認可権者としての区市町村を尊重しながら、でも、こういう議論がありますねというところを紹介させていただくというのが、我々の今のスタンスかなと思っています。

○駒崎代表理事 基本的な部分に関しては同意しているのですけれども、これはできないのですか。区市町村の人たちを集めた説明会でというのは、確かにやっていただきたいですし、当然イベントとしてやっていただきたいのですけれども、建築課の方も2年に1回替わりますし、要は、そういう説明会に行く人ばかりではないですね。

そういうったときに、明らかにそこを参照すれば、東京都は10メートルというのは絶対ではないし、そうではない事例もあるし、特に小規模認可の話をここでしていませんしという、これだけだとその話は読めないと言うか、2行なのでちょっと読みづらいので、別添でこれに関しては他の事例でしたらこういうものがありますよみたいなことを説明会で御説明するのであれば、そういう資料をウェブに上げていただいて、そこを参照して、我々が自治体の現場でこのURLを見てください、このように東京都も言っていますねとできると。

○山本部長 これに事例を付けて情報公開するといったことですか。

○駒崎代表理事 事例を説明会で御説明するのですね。しようとしていらっしゃるのですね。

○西尾課長 それはできるというお話をしました。

○八田座長 では、例えば、これに加えて、小規模保育に関してはそれも市区町村の権限であり、これが適用されるものではないという、それは当たり前のことだけれども、明記すると。

○西尾課長 それを明確にすると。

○富山課長 例えば、このペーパーの欄外のところにしっかりとそこら辺も明記して、その後のこれも含めてそういうものの取組について、こちらのほうでこうしていきますという形を付記する形ということでいかがでしょうか。データをもうちょっと付けて、この外に、いわゆる小規模保育事業は区市町村の認可で、基準は市町村が、議会の審議というのはあれでしょうけれども、手続上ちゃんと規定するものだと。

ただ、そういう中で、他の自治体の事例についてもそういう場で御紹介していくまսという形で。

○駒崎代表理事 分かりました。

○八田座長 そこに、10メートル以上というのはあくまで20人以上のところに関してであり、これは区市町村のところには当てはまるものでは当然ないということが一言入っていれば、随分違うと思うのですけれども。

○駒崎代表理事 それがどこの課から発出されて、いつの段階でどこにみたいなものがあって、自治体の建築課が、そうなのかと言って、ちょっと連絡して聞いてみると

では、別にいいのかみたいな感じになるというサイクルを作りたいので、今八田先生がおっしゃったように、はつきり明記してもらって、かつ、その出どころと機関があつてということであればいいのではないかと思うのですけれども、どうですか。

○藤原次長 そういうやり方はあるかもしれません。

○駒崎代表理事 それをウェブに上げておいていただいて。

○西尾課長 では、その方向で。

○横手部長 たばこの火だけでもないので、漏電とか色々なことがありますので、その辺はちょっと御理解いただきたいと思うのです。

○駒崎代表理事 そうですけれども、10メートルというエビデンスがないということに関しては、絶対にそうではないですか。

○横手部長 でも、10メートルというのはそんなに広い距離でもない。

○駒崎代表理事 そういう物件を見つけるのはとても大変なのです。

○横手部長 分かります。

ただ、火災ということに対して、我々は非常に慎重にやっていることを理解していただきたいと思うのです。

○駒崎代表理事 火災に対して慎重なのは、子どもの命を預かる我々にとってもそのとおりです。

だから、それは子どもの命をないがしろにしているというわけではありません。

○八田座長 人数に依存しますよ。うんとたくさんいるところと、少数のところでは随分違いますね。

○駒崎代表理事 是非御理解いただきたいのは、皆さん100人の保育園と9人の保育園に同じ規制を掛けているということなのです。

○横手部長 9人の保育所には掛けていないのですけれども。

○西尾課長 区市町村がそうしてしまっているのですね。

○駒崎代表理事 結果として引っ張ってしまっているということなのです。

○藤原次長 都の今の話で、八田先生のおっしゃるように、それを区との関係についてきちんと触れていただくというのはポイントだと思いますので、先ほどのトーンで、まずは文書をいただいて、一両日中にきちんと処理をさせていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

○八田座長 どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。